

山形銀行 定期預金規定 9. 期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

この預金の満期日については、次のとおりとします。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日の指定は、支払または解約の申出をうけた日（当行所定の払戻請求書に記入された日）とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 上記第1項による満期日の指定のない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日以後に元金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 …… 通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 …… 通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 …… 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%

3. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以上

(2020年4月1日現在)